

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その3)	健康福祉部会
協議細目	福祉医療、高齢者福祉、在宅福祉	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt;福祉医療&gt;</p> <p>(1)乳幼児医療費助成          助成対象者は同じであります。浜坂町は、外来の場合被保険者等負担額から自己負担金(医療費の1割)を除いた額を助成していますが、温泉町では、被保険者等負担額を助成しています。          子育て支援策の一つとして重要な事業であるため、温泉町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>(2)重度心身障害者医療費助成          助成額は同じであります。浜坂町は、町独自で所得基準を設けていますが、温泉町は基準を設けていません。          障害のある方にとって、医療は日常生活を送る上でとても大切であり、診療を受ける回数も多く、又負担額も大きくなることから負担を軽減する必要があり、所得基準がなく対象範囲の広い温泉町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>(3)高齢重度心身障害者特別医療費助成          浜坂町のみ助成制度であります。重度心身障害者医療費助成同様引き継ぐことが適当と思われます。ただし、所得基準については対象範囲を広くするため設けないことが適当と思われます。</p> <p>(4)母子家庭等医療費助成          浜坂町のみ助成制度であります。母子家庭等の生活の安定及び福祉増進のため現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。なお、より充実させるため対象者に遺児を加えることが望ましいと思われます。</p> <p>(5)寡婦医療費助成          助成額は同じであります。対象者に差異があります。浜坂町は独自に所得基準を設けていますが、温泉町は年齢制限があり、所得基準は児童扶養手当法を準用しています。          寡婦家庭の生活の安定及び自立促進のため、温泉町の例により再編することが適当と思われます。ただし、所得要件については、他の助成制度を総合的に勘案し、税法上に定める住民税非課税者とするのが望ましいと思われます。</p> <p>(6)老人医療費助成          助成額は同じであります。対象者に差異があります。浜坂町は、独自の所得基準を設けていますが、温泉町は、設けていません。          老人の生活の安定及び福祉増進のため、所得基準がなく対象範囲の広い温泉町の例により再編することが適当と思われます。ただし、助成率については他の助成制度を総合的に勘案し医療費の1割とすることが適当と思われます。</p> <p>&lt;高齢者福祉&gt;</p> <p>(1)敬老祝福事業・敬老会事業          老人の健康と長寿を祝福し、永年のご労苦に対し敬意と感謝の意を表わすため敬老会を開催していましたが、対象者の増加に伴う会場確保の問題等により浜坂町では平成12年度に廃止し、現在は敬老祝福事業として対象者全員に祝品を配布しています。          温泉町においても同様の問題が生じており、今後対象者はさらに増えると思われるため、敬老会事業は廃止し、浜坂町の祝品の配布による敬老祝福事業に移行することが適当と思われます。          なお、敬老祝福事業については、支給要件を「数え75歳以上の同級生」(毎年3月31日現在において、満74歳以上の者)とすることが適当と思われます。ただし、合併後初年度から数え75歳以上(同級生)としてしまうと、温泉町で平成16年度に初めて対象者となった者が平成17年度には対象外となってしまいうため、平成17年度については「数え74歳以上(同級生)」を対象とする経過措置をとる必要があります。          また、配布日は9月の敬老月間とし、区長町内会長への配布手数料については廃止することが適当と思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その3)	健康福祉部会
協議細目	福祉医療、高齢者福祉、在宅福祉	
<p>&lt;在宅福祉&gt;</p> <p>(1)福祉タクシー事業          路線バス及び町民バスが運行されていない交通手段の乏しい地域に居住する世帯の日常生活支援のため行っていますが、浜坂町では実施されていません。          当事業は、交通不便地域の在宅福祉の一環として引き継ぐことが望ましいと思われま          す。ただし、負担公平の原則及び他地域との均衡が保てるよう利用者負担の見直しを行っ          た上、引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt;福祉医療&gt;</p> <p>(1) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者医療費助成は、温泉町の例により平成17年度から統          一する。</p> <p>(2) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、浜坂町の例を基本に見          直し平成17年度から再編する。</p> <p>(3) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直し平成17年度から再編す          る。</p> <p>&lt;高齢者福祉&gt;</p> <p>(1) 敬老祝福事業・敬老会事業          敬老祝福事業については、平成17年度から再編する。          敬老会事業は、廃止する。          祝品配布対象者は「数え75歳以上の同級生」とする。ただし、平成17年度については          「数え74歳以上の同級生」とする。          区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。</p> <p>&lt;在宅福祉事業&gt;</p> <p>(1) 福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その3)	健康福祉部会
協議細目	福祉医療、高齢者福祉、その他	

3 - 1 . 事務事業現況比較表 (福祉医療)

区 分	浜坂町		温泉町	
乳幼児医療費助成	対象者	就学前までの乳幼児で、県の助成対象要件の所得基準額を超える者	就学前までの乳幼児で、県の助成対象要件の所得基準額を超える者	
	助成額	入院：被保険者等負担額 外来：被保険者等負担額から自己負担金(医療費の1割)を除いた額	入院：被保険者等負担額 外来：被保険者等負担額	
重度心身障害者医療費助成	対象者	身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳A判定の者で、県の助成対象要件の所得基準額を超え、町の定める所得基準以下の者	身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳A判定の者で、県の助成対象要件の所得基準額を超える者	
	助成額	入院・外来：被保険者等負担額	入院・外来：被保険者等負担額	
高齢重度心身障害者特別助成	対象者	身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定で老人保健該当者で、県の助成対象要件の所得基準額を超え、町の定める所得基準以下の者	県基準のみ実施	
	助成額	一部負担金相当額		
母子家庭等医療費助成	対象者	母子家庭の母及び子(18歳以後最初の3月31日までにある者又は20歳以下で別に定める者)以上の者で、県の助成対象要件の所得基準額を超える者	県基準のみ実施	
	助成額	入院・外来：被保険者等負担額		
寡婦医療費助成	対象者	母子及び寡婦福祉法第6条第3項に定める配偶者のない女子で、前年度所得が100万円以下の者	母子及び寡婦福祉法第6条第3項に定める配偶者のない40～65歳の女子で、前年度所得が児童扶養手当法第9条に規定する以下の者	
	助成額	入院・外来：被保険者等負担額	入院・外来：被保険者等負担額	
老人医療費助成	対象者	65歳から69歳(65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで)の者で、県の助成対象要件の所得基準額を超え、町の定める所得基準以下の者	65歳から69歳(65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで)の者で、県の助成対象要件の所得基準額を超える者	
	助成額	入院・外来：被保険者等負担額から自己負担金(医療費の1割及び2割)を除いた額	入院・外来：被保険者等負担額から自己負担金(医療費の1割及び2割)を除いた額	

3 - 2 . 事務事業現況比較表 (高齢者福祉)

(H15実績)

区 分	浜坂町		温泉町	
敬老祝福事業・敬老会事業	事業	敬老祝福事業	敬老会	
	対象	満74歳以上(12月31日現在) (昭和4年12月31日以前生 1,692人)	数え年73歳以上(同級生) (昭和7年4月1日以前生 1,528人)	
	内容	祝品の配付(@1,500円分の商品券：浜坂町二コニコ商品券)	開会行事、会食(折詰弁当、飲み物)、演芸等	
	時期	9月(敬老の日)	4月	
	配布方法	区長・町内会長に配付依頼 (配付手数料 1件150円)		
	経過	平成12年まで実施してきた敬老会事業を見直し、平成13年度から当事業に変更		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その3)	健康福祉部会	
協議細目	福祉医療、高齢者福祉、在宅福祉		
3 - 3 . 事務事業現況比較表 (在宅福祉) (H15実績)			
区 分		浜坂町	温泉町
福祉 タクシ ー 事 業	対象地区	なし	定期バス路線の最寄の停留所から1キロメートル以上に居住する世帯(高山、数久谷、竹田(後山)、桧尾、越坂)
	利用券		48枚/年(月4枚×12月)
	利用実績		45世帯
	利用者負担		福祉タクシー料金基準額から助成額を差し引いた額を負担する。(路線バス料金相当額)